

第5章 ごみ処理基本計画

1) 計画の基本方針

本計画は、循環型社会形成推進基本計画の趣旨に基づき、ごみの減量・再資源化を推進し、ごみの適正処理に努めることを目標とし、次の3点をごみ処理の基本方針として策定する。

- 基本方針1 ごみの発生と排出の抑制
- 基本方針2 ごみの分別とリサイクルの推進
- 基本方針3 循環型社会を形成するための意識の醸成

2) 目標の設定

本計画において、目標値として掲げる項目は、①ごみ排出量、②ごみ処理量、③最終処分量、④リサイクル率の4項目とする。

各項目における目標値は下表のとおりである。

計画の目標値

| 項目 | 単位 | 基準年度 | 中間目標年度 | 目標年度 |
|--------|-----|--------|--------------------|--------------------|
| | | 2019年度 | 2025年度 | 2030年度 |
| ごみ排出量 | t/年 | 12,793 | 11,668 (-8.8%) | 10,901 (-14.8%) |
| ごみ処理量 | t/年 | 11,513 | 10,253 (-10.9%) | 9,301 (-19.2%) |
| 最終処分量 | t/年 | 1,662 | 1,629 (-2.0%) | 1,550 (-6.7%) |
| リサイクル率 | % | 20.9 | 22.8 (+1.9%) | 25.1 (+4.2%) |

※ () 内の数値は、基準年度に対する増減の割合を示す。

① ごみ排出量 計画の内訳

(単位：t)

| | 基準年度 2019年度 | 中間目標年度 2025年度 | 目標年度 2030年度 |
|------|----------------|------------------|----------------|
| 総排出量 | 12,793 | 11,668 | 10,901 |
| 家庭ごみ | 7,553 | 6,729 | 6,343 |
| 事業ごみ | 3,960 | 3,524 | 2,958 |
| 集団回収 | 1,280 | 1,415 | 1,600 |

② ごみ処理量 計画の内訳

(単位：t)

| | 基準年度 2019年度 | 中間目標年度 2025年度 | 目標年度 2030年度 |
|-------|----------------|------------------|----------------|
| ごみ処理量 | 11,513 | 10,253 | 9,301 |
| 直接焼却量 | 9,627 | 8,505 | 7,704 |
| 中間処理量 | 1,036 | 923 | 829 |
| 資源化量 | 368 | 321 | 302 |
| 埋立処分量 | 482 | 504 | 466 |

③ 最終処分量 計画の内訳

(単位：t)

| | 基準年度 2019年度 | 中間目標年度 2025年度 | 目標年度 2030年度 |
|-----------|----------------|------------------|----------------|
| 最終処分量 | 1,662 | 1,629 | 1,550 |
| 自己処分量 | 482 | 511 | 466 |
| フェニックス委託量 | 1,180 | 1,118 | 1,054 |

④ リサイクル率 計画の内訳

| | 単位 | 基準年度 2019年度 | 中間目標年度 2025年度 | 目標年度 2030年度 |
|--------|----|----------------|------------------|----------------|
| リサイクル率 | % | 20.9 | 22.8 | 25.1 |
| 集団回収量 | t | 1,280 | 1,415 | 1,600 |
| 資源化量 | t | 368 | 321 | 302 |
| 再生利用量 | t | 1,029 | 920 | 838 |

3) 目標達成に向けた施策

本計画の目標を達成するために、行政、事業者、市民それぞれが主体となり連携・協力し目標達成に向けて本計画を推進していくことが重要である。

各施策の実効性を高めるため、本計画の施策に関する情報の発信と普及啓発に努め、市民・事業者の理解と協力が得られるよう働きかけを行う。

行政、事業者、市民が取り組みを行う内容は下表のとおりである。

| | |
|-------|--|
| 行政の取組 | <ul style="list-style-type: none">• ごみ分別の徹底 市庁舎から排出されるごみの分別を徹底する。 ごみのリデュース・リユース・リサイクル（3R）に努め、グリーン購入に率先して取り組む。 兵庫県分別収集促進計画（9期）に基づき、ごみの減量化・資源化のため、資源として回収する品目の増加を検討し、リサイクルの促進に努める。• 適正な処理の実施 市域から排出されたごみを、適正かつ衛生的に処理・処分するよう努める。• ごみ減量の推進 生ごみの水切り、食品ロス削減、生ごみ処理器の普及など、生ごみ減量の啓発。• 分別・排出方法の啓発 広報、ホームページ、SNS等を活用し、幅広く効果的な情報発信に努める。• 広域化の推進 近隣の市町と共同し、環境負荷の抑制・ごみの処理の効率性・経済性の観点から引き続き広域化に向けた検討を進める。 |
|-------|--|

| | |
|--------|--|
| 事業者の取組 | <ul style="list-style-type: none"> • ごみ分別の徹底 一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、適正に処理を行う。 • 適正な処理・処分の実施 事業活動に伴って生じた廃棄物は、排出事業者自らの責任において適正に処理するとともに、ごみの減量化やリサイクルの推進を図る。 |
| 市民の取組 | <ul style="list-style-type: none"> • ごみ分別の徹底 ごみと資源物の分別を徹底し、ごみターミナル使用の際はごみ出しのマナーを守り排出する。 • 集団回収への協力 資源となる紙類、金属等を地域で実施される集団回収で排出し、資源化に努める。 • ごみ減量の促進 使い捨ての商品の購入を控え、繰り返し使用できるものはできる限り長く使用する。 生ごみを排出する際は、水切りを行い、燃やすごみの減量に努める。 |

4) 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度「一般廃棄物処理計画」を策定し、計画目標値の達成状況の確認と施策の効果測定等の進行管理を行う。また、PDCA サイクルを用い定期的な進行管理を行うこととする。

なお、中間目標年度である 2025 年度に計画の評価・見直しを行うこととする。また、関係法令の改正、廃棄物を取り巻く環境の変化等、社会情勢に大きな変動があった場合は必要に応じて見直しを行うこととする。

